

熊本市公報

第 1396 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（規則第 4 号） | 114 |
| ○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 5 号） | 115 |
| ○熊本市城南福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 6 号） | 117 |

告 示

| | |
|------------------------------------|-----|
| ○放置自転車の移動及び返還（告示第 81 号） | 121 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 82 号） | 122 |
| ○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 83 号） | 122 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 84 号） | 122 |
| ○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 85 号） | 123 |
| ○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 89 号） | 123 |
| ○放置自転車の売却等（告示第 90 号） | 123 |
| ○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 91 号） | 123 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 92 号） | 124 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 93 号） | 124 |
| ○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 94 号） | 125 |
| ○差押解除通知書の公示送達（告示第 95 号） | 125 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 96 号） | 125 |
| ○放置自動車防止条例による廃物等認定（告示第 97 号） | 126 |
| ○放置自動車防止条例による廃物等認定（告示第 98 号） | 126 |
| ○放置自動車防止条例による廃物等認定（告示第 99 号） | 126 |
| ○放置自動車防止条例による廃物等認定（告示第 100 号） | 127 |
| ○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 101 号） | 127 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業等の指定（告示第 103 号） | 127 |
| ○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 104 号） | 128 |
| ○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 105 号） | 128 |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 106 号） | 129 |
| ○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 107 号） | 129 |

| | |
|--|-----|
| ○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 108 号） | 130 |
| ○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 109 号） | 130 |
| ○市道の区域変更（告示第 110 号） | 131 |
| ○市道の供用開始（告示第 111 号） | 131 |
| 公 告 | |
| ○熊本都市計画区域区分の変更に伴う案の縦覧（公告第 152 号） | 132 |
| ○熊本都市計画用途地域の変更に伴う案の縦覧（公告第 153 号） | 132 |
| ○熊本都市計画特別用途地区の変更に伴う案の縦覧（公告第 154 号） | 133 |
| ○熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に伴う案の縦覧（公告第 155 号） | 133 |
| ○熊本都市計画地区計画の決定及び案の縦覧（公告第 156 号） | 134 |
| ○熊本都市計画地区計画の決定及び案の縦覧（公告第 157 号） | 134 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 159 号） | 134 |
| ○まちづくりコンサルタント登録者の募集（公告第 164 号） | 135 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 165 号） | 135 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 166 号） | 136 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 167 号） | 136 |
| ○熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会の委員の選挙期日及び同選挙における選挙人名簿の縦覧（公告第 171 号） | 136 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 173 号） | 137 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 174 号） | 137 |
| ○農業振興地域整備計画の変更（公告第 175 号） | 137 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 179 号） | 137 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 181 号） | 138 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 191 号） | 138 |
| ○熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の縦覧（公告第 206 号） | 138 |
| ○開発行為に関する工事の完了（公告第 211 号） | 139 |
| 中 央 区 | |
| ○住民票の職権消除（中央区告示第 5 号） | 139 |
| ○住民票の職権消除（中央区告示第 6 号） | 139 |
| 西 区 | |
| ○住民票の職権消除（西区告示第 3 号） | 140 |
| ○住民票の職権消除（西区告示第 4 号） | 140 |
| 上下水道局 | |
| ○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 8 号） | 140 |
| ○給水装置工事事業者の廃止（上下水道局告示第 9 号） | 140 |

教育委員会

| | |
|---|-----|
| ○熊本市立小学校及び中学校通学区域の一部改正（教委告示第 3 号） | 141 |
|---|-----|

監 査

| | |
|--|-----|
| ○平成 26 年度公営企業定期監査（財務・工事）報告書（監委公告第 5 号） | 165 |
| ○平成 26 年度財政援助団体等監査報告書（監委公告第 6 号） | 168 |

規 則

規 則 第 4 号

平成 27 年 2 月 26 日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 15 年条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会に設置する部会)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める部会は、特定個人情報保護評価専門部会とする。

(部会の委員の定数)

第 3 条 前条の特定個人情報保護評価専門部会の委員の定数は、4 人とし、うち 2 人を専門委員とする。

(雑則)

第 4 条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、条例第 8 条に定める事項を除き、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 5 号

平成 27 年 2 月 26 日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和 33 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | |
|-----------|-----------|--------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 坪井川緑地運動施設 | 多目的運動広場 | 1 月 4 日 | 4 月から 9 月まで | 午前 7 時から 午後 10 時まで | 市長が特に必要と認めた場合は、供用日又は供用時間を変更することができる。 |
| | 野球場 | から | | | |
| ソフトボール場 | 12 月 28 日 | 10 月から 翌年 3 月まで | 午前 8 時から 午後 10 時まで | | |
| テニスコート | まで | | | | |
| 庄口地区運動施設 | 運動広場 | 1 月 4 日 | 4 月から 9 月まで | 午前 7 時から 午後 6 時まで | 市長が特に必要と認めた場合は、供用日又は供用時間を変更することができる。 |
| | テニスコート | から | | | |
| | | 12 月 28 日 | 10 月から 翌年 3 月まで | 午前 8 時から 午後 5 時まで | |
| | | まで | | | |

」

を

「

| | | | | | |
|-----------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------|--|
| 坪井川緑地運動施設 | 多目的運動 広場 | 1 月 4 日 から 12 月 28 日まで | 3月1日か ら10月15 日まで | 午前 6 時か ら午後 10 時 まで | 市長が特に必要 と認めた場合は、 供用日又は供用 時間を変更する ことができる。 |
| | 野球場 ソフトボー ル場 テニスコー ト | | 10月16日 から翌年 2 月末日 まで | 午前 7 時か ら午後 10 時 まで | |
| 庄口地区運動施設 | 運動広場 テニスコー ト | 1 月 4 日 から 12 月 28 日まで | 3月1日か ら4月30 日まで | 午前 6 時か ら午後 6 時 まで | |
| | | | 5月1日か ら9月15 日まで | 午前 6 時か ら午後 7 時 まで | |
| | | | 9月16日 から10月 15日まで | 午前 6 時か ら午後 6 時 まで | |
| | | | 10月16日 から翌年 2 月末日 まで | 午前 7 時か ら午後 5 時 まで | |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

規 則 第 6 号

平成 27 年 2 月 27 日

熊本市城南福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市城南福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市城南福祉センター条例施行規則（平成 22 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「熊本市城南福祉センター施設使用料減免申請書」を「熊本市城南福祉センター使用料減免申請書」に改める。

第 6 条中「午前 8 時 30 分」を「午前 9 時」に改める。

様式第 1 号中

「 次のとおり熊本市城南福祉センターを使用したいので申請します。 」

を

「 次のとおり熊本市城南福祉センターを使用したいので申請します。

なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従うことを誓約します。 」

に、

「

| | |
|-------|---|
| 使用料合計 | 円 |
|-------|---|

」

を

「

| | |
|----------|---|
| 使用料計 | 円 |
| 冷暖房設備使用料 | 円 |
| 合計 | 円 |

」

に改める。

様式第 2 号中

「

| | |
|-------|---|
| 使用料合計 | 円 |
|-------|---|

」

を

「

| | |
|----------|---|
| 使用料計 | 円 |
| 冷暖房設備使用料 | 円 |
| 合計 | 円 |

」

に改める。

様式第 4 号中

「

| | |
|-------|---|
| 追加使用料 | 円 |
|-------|---|

」

を

「

| | | |
|----------------|---|---|
| 冷暖房設備 使用料 | 円 | 円 |
| 追加使用料 | | 円 |
| 追加冷暖房 設備使用料 | | 円 |

」

に改める。

様式第 6 号中

「

| | |
|-------|---|
| 追加使用料 | 円 |
|-------|---|

」

を

「

| | | |
|----------------|---|---|
| 冷暖房設備 使用料 | 円 | 円 |
| 追加使用料 | | 円 |
| 追加冷暖房 設備使用料 | | 円 |

」

に改める。

様式第 7 号中「施設の」を削る。

様式第 8 号中「熊本市城南福祉センター施設使用料減免申請書」を「熊本市城南福祉センター使用料減免申請書」に、「施設使用料の」を「使用料の」に、

「

| 使用施設 | 使用日時 |
|-------|----------------|
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 減免の理由 | |

」

を

「

| | |
|-------|--------------------------------|
| 使用日時 | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 使用施設 | |
| 冷暖房設備 | 1 使用しない 2 使用する (使用時間 時 分～ 時 分) |
| 予定人数 | 人 |
| 減免の理由 | |
| 備考 | |

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 8 1 号

平成 27 年 2 月 16 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 27 年 1 月 22 日 中央区平成二丁目平成駅前駐輪場、南区富合町清藤 400、南区富合町富合駅前駐輪場、北区黒髪五丁目 2
- イ 平成 27 年 1 月 23 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区渡鹿三丁目 1、北区清水亀井町 7
- ウ 平成 27 年 1 月 26 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、西区上熊本二丁目 18、南区田迎一丁目 5、並木坂エリア
- エ 平成 27 年 1 月 28 日 健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、中央区新町二丁目 3、東区健軍本町 30
- オ 平成 27 年 1 月 29 日 銀座通りエリア、手取エリア
- カ 平成 27 年 1 月 30 日 銀座通りエリア、手取エリア
- キ 平成 27 年 2 月 2 日 手取エリア、水道町エリア、東区山ノ神一丁目 1
- ク 平成 27 年 2 月 4 日 銀座通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、西区上熊本二丁目 8、西区上熊本三丁目 1、西区蓮台寺三丁目 9、北区黒髪六丁目 27
- ケ 平成 27 年 2 月 6 日 中央区南熊本三丁目南熊本駅前駐輪場、東区渡鹿八丁目東海学園駅前駐輪場
- コ 平成 27 年 2 月 9 日 手取エリア、新市街エリア
- サ 平成 27 年 2 月 10 日 銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、西区春日三丁目熊本駅前、中央区草葉町 5-1 中央公民館、中央区大江六丁目 25、並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 5 月 16 日まで

2 移動・保管台数

自転車 174 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 2 号

平成 27 年 2 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの 種類 |
|------------------------|-------------------------------------|---|----------------------|----------------------|
| 4 3 7 0 1 0 8 1 3 8 | やさしい手 尾ノ上店 熊本市東区尾ノ上一丁目 3 4 番 7 号 | 株式会社やさしい手熊本 熊本市中央区水前寺公園 1 2 - 3 6 代表取締役 末永 浩毅 | 平成 27 年 3 月 3 1 日 | 訪問介護 介護予防訪 問介護 |

告 示 第 8 3 号

平成 27 年 2 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの 種類 |
|------------------------|----------------------------------|---|--------------------|-------------|
| 4 3 7 0 1 1 0 9 4 4 | 黒髪しょうぶ苑 熊本市中央区黒髪五丁目 4 番 3 0 号 | 有限会社九州松栄産業 熊本市南区田迎一丁目 7 番 1 4 号 代表取締役 木村 秀雄 | 平成 27 年 3 月 1 日 | 居宅介護支 援 |

告 示 第 8 4 号

平成 27 年 2 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------------------|-----------------------------------|---|--------------------|----------------------------------|
| 4 3 7 0 1 1 0 9 5 1 | 株式会社ホワシ 熊本市東区小山五丁目 1 9 番 5 5 号 | 株式会社ホワシ 熊本市東区小山五丁目 1 9 番 5 5 号 代表取締役 帆鷲 輝誌男 | 平成 27 年 3 月 1 日 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与 |
| 4 3 7 0 1 1 0 9 5 1 | 株式会社ホワシ 熊本市東区小山五丁目 1 9 番 5 5 号 | 株式会社ホワシ 熊本市東区小山五丁目 1 9 番 5 5 号 代表取締役 帆鷲 輝誌男 | 平成 27 年 3 月 1 日 | 特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売 |

告 示 第 8 5 号

平成 27 年 2 月 17 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 8 9 号

平成 27 年 2 月 23 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

4 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 9 0 号

平成 27 年 2 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 27 年 2 月 24 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 130 台

告 示 第 9 1 号

平成 27 年 2 月 24 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

| 撤去日 | 名称 又は種類 | 数量 | 撤去場所 | 保管 開始日 |
|-----------------------------|------------|----|---------------------|-----------|
| 2月5日 | はり札等 | 2 | 高平・近見 | 2月6日 |
| 2月9日 | はり札等 | 10 | 東阿弥陀寺町・小山・富合町 杉島 | 2月10日 |
| 2月10日 | はり札等 | 4 | 八反田・水前寺・龍田弓削 | 2月11日 |
| 2月12日 | はり札等 | 7 | 戸島 | 2月12日 |
| 2月13日 | はり札等 | 2 | 神水・御領 | 2月14日 |
| 2月16日 | はり札等 | 8 | 八反田・西原・長嶺東・鹿子 木町 | 2月17日 |
| | 立看板等 | 6 | 渡鹿・長嶺東・小山・出水 | |
| 2月17日 | はり札等 | 2 | 渡鹿 | 2月18日 |
| | 立看板等 | 8 | 楡木・渡鹿 | |
| 2月19日 | はり札等 | 8 | 富合町杉島・新町・高平 | 2月20日 |
| 2月20日 | はり札等 | 7 | 高平 | 2月21日 |
| 保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1) | | | | |

告 示 第 9 2 号

平成 27 年 2 月 25 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの 種類 |
|----------------|--|---|----------------|----------------------|
| 4360190 641 | クリニカルサポート訪問看護ス テーションくまもと 熊本市中央区壺川一丁目8-6 4コスモビル202 | 株式会社クリニカルサポート 東京都品川区東五反田5-9-22 代表取締役 小宅 正 | 平成27年 2月28日 | 訪問看護 介護予防訪 問看護 |

告 示 第 9 3 号

平成 27 年 2 月 25 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの 種類 |
|----------------|-----------------------------------|---|----------------|----------------------|
| 4370106 413 | 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市南区富合町菰江293 | 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市中央区新町二丁目4-27 会長 潮谷 愛一 | 平成27年 3月31日 | 訪問介護 介護予防訪 問介護 |

告 示 第 9 4 号

平成27年2月25日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

告 示 第 9 5 号

平成27年2月26日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

2 送達をする書類名

差押解除通知書

告 示 第 9 6 号

平成27年2月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの 種類 |
|----------------|---|--|----------------|----------------------|
| 4370102 842 | JA 熊本市訪問介護センターほほえ み愛 熊本市南区南熊本一丁目7番26号 | 農協熊本市農業共同組合 熊本市南区南熊本一丁目7番26号 代表理事組合長 宮本 隆幸 | 平成27年 3月26日 | 訪問介護 介護予防訪 問介護 |

告 示 第 9 7 号

平成 27 年 2 月 26 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年条例第 30 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| | | | | | |
|-------------|---|-----------|----|-----------------|-----------------|
| 1 放置場所 | 熊本市南区護国町 1608 番地 1 (南区 菰堀緑地) | | | | |
| 2 放置自動車の形状等 | メーカー、車名 | 種別等 | 塗色 | 自動車登録番号標等 | 車台番号 |
| | ホンダ シビック | 小型 自動車 | 白 | 鹿児島 52 さ 154 | EK3- 3041377 |
| 3 移動・保管日時 | 平成 22 年 5 月 20 日 10 時頃 | | | | |
| 4 保管場所 | 熊本市東区秋津三丁目 17 番 1 号 | | | | |
| 5 連絡先 | 熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 電話番号 096-328-2111 内線 2365 | | | | |

告 示 第 9 8 号

平成 27 年 2 月 26 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年条例第 30 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| | | | | | |
|-------------|---|-------------|----|-----------|------|
| 1 放置場所 | 熊本市中央区水道町 7 番 16 号地先 (市道 水道町第 4 号線) | | | | |
| 2 放置自動車の形状等 | メーカー、車名 | 種別等 | 塗色 | 自動車登録番号標等 | 車台番号 |
| | ホンダ ディオ | 原動機付 自転車 | 黒 | 水俣市あ 3461 | - |
| 3 移動・保管日時 | 平成 25 年 8 月 15 日 15 時 30 分頃 | | | | |
| 4 保管場所 | 熊本市北区鹿子木町 66 番地 | | | | |
| 5 連絡先 | 熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 電話番号 096-328-2111 内線 2365 | | | | |

告 示 第 9 9 号

平成 27 年 2 月 26 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年条例第 30 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| | | | | | |
|-------------|--|-------------|----|---------------|-----------------|
| 1 放置場所 | 熊本市中央区黒髪六丁目 8 番 19 号地先 (市道 黒髪六丁目第 6 号線) | | | | |
| 2 放置自動車の形状等 | メーカー、車名 | 種別等 | 塗色 | 自動車登録番号標等 | 車台番号 |
| | ホンダ トゥデイ | 原動機付 自転車 | 黒 | 熊本市た 13080 | AF61 1167006 |

| | |
|-----------|--|
| 3 移動・保管日時 | 平成24年8月6日 15時30分頃 |
| 4 保管場所 | 熊本市北区鹿子木町66番地 |
| 5 連絡先 | 熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2365 |

告示第100号

平成27年2月26日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例第30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 大西一史

| | | | | | |
|-------------|--|-----|----|-----------|------------------|
| 1 放置場所 | 熊本市北区楠四丁目3番2号 (市営 楠団地内) | | | | |
| 2 放置自動車の形状等 | メーカー、車名 | 種別等 | 塗色 | 自動車登録番号標等 | 車台番号 |
| | ホンダ レブル | 軽二輪 | 黒 | 熊本た1469 | MC31- 1004568 |
| 3 移動・保管日時 | 移動なし | | | | |
| 4 保管場所 | 放置場所に同じ | | | | |
| 5 連絡先 | 熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2365 | | | | |

告示第101号

平成27年2月26日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

告示第103号

平成27年2月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定したので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

| | | | | |
|---------------|-------------|------------------------------|-------|-------------|
| 介護保険事業所 番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの 種類 |
|---------------|-------------|------------------------------|-------|-------------|

| | | | | |
|----------------|---|--|---------------|------|
| 4370110 969 | サポートセンター かみやき 熊本市中央区新屋敷一丁目13-4 4 金倉ビル1F | 一般社団法人地域生活 You&I 熊本市中央区新屋敷一丁目13-4 金倉ビル1F 代表理事 石嶋 孝晴 | 平成27年 3月1日 | 訪問介護 |
|----------------|---|--|---------------|------|

告 示 第 1 0 4 号

平成 27 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名 | 診療科目 | 指定年月日 |
|--|------------------------------|------------------|
| (医科) | | |
| 東海クリニック 熊本市東区新南部三丁目7番75号 望星タウンビル1F 医療法人志博会 理事長 濱岡 昭博 | 内科 | 平成 27 年 1 月 1 日 |
| 整形外科金井クリニック 熊本市中央区古城町1番6 医療法人薫緑会 理事長 金井 隆幸 | 整形外科、リハビリテーション科 | 平成 27 年 1 月 1 日 |
| しみず整形外科内科クリニック 熊本市南区出仲間六丁目11番1号 医療法人しみず会 理事長 清水 泰宏 | 整形外科、内科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科 | 平成 27 年 1 月 1 日 |
| (歯科) | | |
| くすのきハロー歯科診療所 熊本市北区楠六丁目1番37号 医療法人社団友志会 理事長 長 也寸志 | 歯科、小児歯科 | 平成 27 年 2 月 1 日 |
| (薬局) | | |
| むさしが丘薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘4-10-8 株式会社メビウス 代表取締役 木崎 宏 | 薬局 | 平成 26 年 12 月 1 日 |
| 新生堂薬局佐土原店 熊本市東区佐土原三丁目11-100 株式会社新生堂薬局 代表取締役 水田 雅幸 | 薬局 | 平成 27 年 2 月 1 日 |
| 長嶺ごふく薬局 熊本市東区长嶺南六丁目25-30 有限会社エングロー 代表取締役 神山 悟朗 | 薬局 | 平成 27 年 2 月 1 日 |

告 示 第 1 0 5 号

平成 27 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

| 医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名 | | 変更年月日 | 変更事由 |
|----------------------|--|------------|-------|
| (医科) | | | |
| 新 | 北熊本井上産婦人科医院 熊本市北区鶴羽田一丁目14番27号 医療法人社団育成会 理事長 井上 悟 | 平成22年2月22日 | 所在地変更 |
| 旧 | 北熊本井上産婦人科医院 熊本市鶴羽田町595番地2 医療法人社団育成会 理事長 井上 悟 | | |

告示第106号

平成27年2月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

| 医療機関名称・所在地・開設者氏名 | 廃止年月日 |
|---|-------------|
| (医科) | |
| 東海クリニック 熊本市東区新南部三丁目7-75 濱岡 昭博 | 平成26年12月31日 |
| 整形外科金井クリニック 熊本市中央区古城町1番6 金井 隆幸 | 平成26年12月31日 |
| しみず整形外科内科クリニック 熊本市南区出仲間六丁目11番1号 清水 泰宏 | 平成26年12月31日 |
| (薬局) | |
| 武蔵ヶ丘調剤薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘4-10-11 株式会社メビウス 代表取締役 木崎 宏 | 平成26年11月30日 |

告示第107号

平成27年2月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、同法第55号の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

| 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 事業の種類 | 指定年月日 |
|--|-------------------------------|-------------|
| 安田歯科医院 熊本市西区河内町船津1961-11 医療法人 安田会 理事長 安田 孝直 | 居宅療養管理指導 | 平成26年11月13日 |
| かがやき薬局 熊本市西区新土河原二丁目3-46 有限会社 ミッテル 代表取締役 篠原 節 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 平成27年2月6日 |

| | | |
|--|-------------------------------|------------|
| くまもと西部薬局 熊本市中央区古城町1番2号 一般社団法人 熊本市薬剤師会 会長 村瀬 元治 | 居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管 理指導 | 平成27年2月10日 |
| 竹下歯科医院 熊本市北区四方寄町1458-5 医療法人 青竹会 理事長 竹下 憲治 | 居宅療養管理指導 | 平成27年2月10日 |
| KOB ケアサービス 熊本市東区若葉六丁目11番8号 合同会社 KOB 代表社員 大坂 良司 | 訪問介護・介護予防 訪問介護 | 平成27年2月1日 |
| ヘルパーステーションななみ 熊本市南区富合町杉島1127 株式会社 ひまわり 代表取締役 近藤 大地 | 訪問介護・介護予防 訪問介護 | 平成27年2月1日 |

告示第 108 号

平成 27 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

| 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 変更年月日 | 変更事由 |
|--|-----------|------------|
| みらいデイサービス熊本南 熊本市南区城南町下宮地429-1 (株) みらい 代表取締役 園田 修 | 平成27年2月1日 | 名称変更 |
| 熊本市社会福祉事業団秋津居宅介護支援事業所 熊本市東区秋津三丁目17-17 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥村 康雄 | 平成26年4月1日 | 名称変更 |
| 訪問介護事業所 ひまわり熊本 熊本市南区南高江三丁目2-93-102 株式会社エヌ・ビー・ラボ 代表取締役 清原 晃 | 平成27年2月1日 | 名称変更・所在地変更 |
| ヘルパーステーションなでしこ 熊本市中央区北千反畑2-2 2F ヘルパーステーションなでしこ 高本 久美子 | 平成24年5月1日 | 所在地変更 |

告示第 109 号

平成 27 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

| 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 廃止年月日 |
|-----------------------------------|------------|
| 竹下歯科医院 熊本市北区西梶尾町474-2 竹下 憲治 | 平成12年8月31日 |

告 示 第 1 1 0 号

平成 27 年 2 月 27 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

| 整理番号 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|--------|--------------------------|---|----------|-------------------|-----------|
| | | 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅 員 (m) | 延長 (m) |
| 9-1036 | 室園町第 2 5 号線 | 北区室園町 5 1 番 2 地先から 北区室園町 5 9 番 2 地先まで | 旧 | 10.5 ～ 39.5 | 36.7 |
| | | 北区室園町 5 1 番 2 地先から 北区室園町 5 9 番 2 地先まで | 新 | 10.5 ～ 39.5 | 36.7 |
| 4033 | 室園町麻生 田 1 丁目第 1 号線 | 北区室園町 6 1 番地先から 北区清水万石三丁目 2 4 0 番 5 地先まで | 旧 | 6.5 ～ 7.2 | 121.2 |
| | | 北区室園町 6 1 番地先から 北区清水万石三丁目 2 4 0 番 5 地先まで | 新 | 6.5 ～ 12.8 | 121.2 |

告 示 第 1 1 1 号

平成 27 年 2 月 27 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

| 整理番号 | 路線名 | 道路の区域 | 供用開始の期日 |
|--------|----------------------|---|------------------|
| | | 区 間 | |
| 9-1036 | 室園町第 2 5 号 線 | 北区室園町 2 6 番 1 地先から 北区室園町 5 9 番 2 地先まで | 平成 27 年 2 月 27 日 |
| 4033 | 室園町麻生田 1 丁目第 1 号線 | 北区室園町 6 1 番地先から 北区清水万石三丁目 2 4 0 番 5 地先まで | 平成 27 年 2 月 27 日 |

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

公告第 152 号

平成 27 年 2 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画区域区分の変更

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 市街化区域に編入する区域

熊本市東区佐土原 3 丁目の一部、西区池上町の一部、北区植木町岩野、植木町小野、植木町滴水、植木町一木、植木町広住及び楠 6 丁目の各一部

(2) 市街化調整区域に編入する区域

熊本市中央区川端町、細工町 5 丁目及び古桶屋町の各一部、南区上ノ郷 2 丁目及び薄場 1 丁目の各一部、北区泗水町南田尻の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

西区役所総務企画課

南区役所総務企画課

北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 27 年 2 月 17 日から平成 27 年 3 月 3 日まで

公告第 153 号

平成 27 年 2 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画用途地域の変更

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区川端町、細工町 5 丁目及び古桶屋町の各一部、東区佐土原 3 丁目の一部、西区池上町の一部、南区薄場 1 丁目、上ノ郷 2 丁目及び刈草 1 丁目の各一部、北区植木町岩野、植木町小野、植木町滴水、植木町一木、植木町広住及び楠 6 丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

西区役所総務企画課

南区役所総務企画課
 北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 27 年 2 月 17 日から平成 27 年 3 月 3 日まで

公 告 第 1 5 4 号

平成 27 年 2 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画特別用途地区の変更

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市南区上ノ郷 2 丁目及び刈草 1 丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

西区役所総務企画課

南区役所総務企画課

北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 27 年 2 月 17 日から平成 27 年 3 月 3 日まで

公 告 第 1 5 5 号

平成 27 年 2 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 都市計画の種類

熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区川端町、細工町 5 丁目及び古桶屋町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

西区役所総務企画課

南区役所総務企画課

北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 27 年 2 月 17 日から平成 27 年 3 月 3 日まで

公 告 第 1 5 6 号

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画地区計画の決定 佐土原 3 丁目（その 2）地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市東区佐土原 3 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
東区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成 2 7 年 2 月 1 7 日から平成 2 7 年 3 月 3 日まで

公 告 第 1 5 7 号

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画地区計画の決定 佐土原 2 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市東区佐土原 2 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
東区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成 2 7 年 2 月 1 7 日から平成 2 7 年 3 月 3 日まで

公 告 第 1 5 9 号

平成 2 7 年 2 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本 1 4 6 番 1、1 4 6 番 3、2 1 2 0 番 2、2 1 2 0 番 4、
2 1 2 0 番 5
4 2 9. 5 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区画図町大字下無田
氏名 登載省略

公 告 第 1 6 4 号

平成 27 年 2 月 1 8 日

熊本市まちづくりコンサルタント派遣要綱に基づき、熊本市が地元まちづくり団体へ派遣する「まちづくりコンサルタント」の登録者を募集するので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 派遣業務の概要

まちづくりコンサルタントは、次の各号に掲げる業務、その他必要な業務を行い、派遣委託に当たっては、登録を受けた者の中から決定するものとする。

- (1) まちづくりの関連法、条例、地区計画、建築協定等に関する勉強会等の実施
- (2) 計画区域等の現況調査
- (3) 住民のまちづくり計画への助言及び技術的サポート
- (4) 将来予想図等の作成

2 登録者の資格

次の各号を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 都市計画に関する法令等を熟知し、特に地区計画、建築協定等のまちづくりに関し、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ実務経験を有する者
 - ア 一級建築士
 - イ 二級建築士
 - ウ 技術士（建設部門（都市及び地方計画））
- (3) 熊本市内に営業所等を有する者
- (4) 業務を適正に遂行するための能力審査において、不適格であると判断されない者
- (5) 法人である者
- (6) 熊本市業務委託契約等競争入札参加資格者名簿（熊本市総務局契約検査総室）に登録されている者
- (7) 市税の滞納がない者
- (8) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者でないこと

3 登録申請の時期及び方法

登録を希望する者は、登録に要する関係書類に平成 27 年 4 月 1 日を基準として必要な事項を記入し、平成 27 年 2 月 1 8 日（水）から平成 27 年 3 月 3 日（火）までの間に熊本市都市建設局都市政策課に提出しなければならない。

申請書様式は、平成 27 年 2 月 1 8 日（水）から平成 27 年 3 月 3 日（火）まで同課にて配付する。（あるいは、同期間において熊本市ホームページからもダウンロードすることができる。）

4 登録の決定及び通知

都市政策課において選考を行い、申請者に対して審査の結果を通知する。

5 登録の有効期間

登録の有効期間は、決定通知の日から 2 年間とする。

6 提出先及び問い合わせ先

熊本市都市建設局都市政策課

公 告 第 1 6 5 号

平成 27 年 2 月 1 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町亀甲字西池上2053番4
441.10平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町一木
氏名 登載省略

公 告 第 1 6 6 号

平成27年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水万石一丁目50番1、51番1、51番2、52番
1,704.10平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺三丁目11番8号
有限会社 中外不動産
代表取締役 堤 泰宏

公 告 第 1 6 7 号

平成27年2月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区上南部二丁目1518番2
1,253.80平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区上南部一丁目
氏名 登載省略

公 告 第 1 7 1 号

平成27年2月20日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成27年5月10日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧期間 平成27年3月25日から平成27年4月7日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 熊本市北区植木町岩野238番地1
都市建設局 植木中央土地区画整理事業所

公 告 第 1 7 3 号

平成 27 年 2 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区太郎迫町字南尾迫 37 番 8（仮地番）
498.29 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区改寄町
氏名 登載省略

公 告 第 1 7 4 号

平成 27 年 2 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字所島字石町 295 番 3、297 番 1、297 番 3
482.34 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区画図町大字所島
氏名 登載省略

公 告 第 1 7 5 号

平成 27 年 2 月 20 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく植木農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

| 番号 | 変更しようとする土地の所在 | 面積 (a) | 変更理由 |
|----|---------------------------------|--------|-------------------|
| 1 | 菊池市泗水町南田島字佐野田 863-1 外 3 筆 | 33 | 土地改良事業に伴う境界変更（編入） |
| 2 | 熊本市北区植木町平井字佐野河原 1717-2 外 5 筆 | 33 | 土地改良事業に伴う境界変更（除外） |

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 1 7 9 号

平成 27 年 2 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区池亀町714番、715番1
2, 453.40平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区健軍本町54番5号
株式会社 丸山住宅
代表取締役 丸山 龍光

公 告 第 1 8 1 号

平成27年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目268番1
978.79平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目16番2号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 1 9 1 号

平成27年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山二丁目435番、449番2の一部
2, 834.47平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小山一丁目
氏名 登載省略

公 告 第 2 0 6 号

平成27年2月25日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の6第1項の規定により準用する同法第16条第1項の規定に基づき、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供するため、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第3条の規定により、下記のとおり公告する。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は同法第50条の3第1項第5号の特定事業参加者は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、下記5に規定する日までに、熊本市長に意見書を提出することができる。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧開始の日 平成27年2月26日
- 2 縦覧の場所

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局都心活性推進課（本庁舎9階）

3 縦覧期間

平成27年2月26日から平成27年3月11日まで
（土曜日・日曜日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

平成27年3月25日

6 意見書の提出先

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局都心活性推進課（本庁舎9階）

公 告 第 2 1 1 号

平成27年2月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西四丁目3532番3、3532番5、3532番19
499.30平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区戸島西四丁目
氏名 登載省略

中 央 区

中央区告示第5号

平成27年2月26日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年2月9日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第6号

平成27年2月26日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年2月19日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

| |
|-----|
| 西 区 |
|-----|

西区告示第 3 号

平成 27 年 2 月 16 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 2 月 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西区告示第 4 号

平成 27 年 2 月 17 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 2 月 12 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

| |
|-----------|
| 上 下 水 道 局 |
|-----------|

上下水道局告示第 8 号

平成 27 年 2 月 16 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

| 指定番号 | 事業所所在地・名称・代表者名 | 指定年月日 |
|---------|---|------------------|
| 第 774 号 | 熊本市東区尾ノ上二丁目 11 番 18 号 有限会社肥後企画 代表取締役 和泉 孝士郎 | 平成 27 年 2 月 12 日 |

上下水道局告示第 9 号

平成 27 年 2 月 23 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

| 指定番号 | 事業所所在地・名称・代表者名 | 廃止年月日 |
|---------|--|------------------|
| 第 609 号 | 熊本市南区富合町上杉 409 番地 1 亜細亜企画 代表者 橋本 太 | 平成 27 年 2 月 10 日 |

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 3 号

平 成 2 7 年 2 月 2 4 日

熊本市立小学校及び中学校通学区域（平成 2 6 年教委告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 住居表示整備によるもの

(1) 小学校通学区域表中

「

| | | | | |
|------|----|--------|--|-------------------------|
| 松尾東小 | 西区 | 松尾町上松尾 | | 1 番地～3561 番地 |
| 松尾西小 | 西区 | 松尾町上松尾 | | 無番地、 3562 番地～5342 番地 |
| | | 松尾町近津 | | 全域 |

」

を

「

| | | | | |
|------|----|---------|---------------------------|-------------------------|
| 松尾東小 | 西区 | 上松尾町 | | 全域 |
| | | 中松尾町 | | 全域 |
| | | 松尾 1 丁目 | 全域 | |
| | | 松尾 2 丁目 | 29 番 10 号を除く 松尾 2 丁目全域 | |
| 松尾西小 | 西区 | 西松尾町 | | 無番地、 3562 番地～5342 番地 |
| | | 松尾町近津 | | 全域 |

」

に改め、

「

| | | | | |
|-----|----|---------|----|----|
| 小島小 | 西区 | 小島上町 | | 全域 |
| | | 小島下町 | | 全域 |
| | | 小島 1 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 2 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 3 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 4 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 5 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 6 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 7 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 8 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 9 丁目 | 全域 | |

を

「

| | | | | |
|-----|----|---------|-----------|----|
| 小島小 | 西区 | 小島上町 | | 全域 |
| | | 小島下町 | | 全域 |
| | | 小島 1 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 2 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 3 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 4 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 5 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 6 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 7 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 8 丁目 | 全域 | |
| | | 小島 9 丁目 | 全域 | |
| | | 松尾 2 丁目 | 29 番 10 号 | |

」

に改める。

(2) 中学校通学区域表中

「

| | | | | | |
|-----|----|---------|----|-------------------------|------|
| 城西中 | 西区 | 松尾町上松尾 | | 1 番地～3561 番地 | 松尾東小 |
| | | 松尾町上松尾 | | 無番地、 3562 番地～5342 番地 | 松尾西小 |
| | | 松尾町近津 | | 全域 | |
| | | 松尾町平山 | | 1 番地～1295 番地 | 松尾北小 |
| | | 小島上町 | | 全域 | 小島小 |
| | | 小島下町 | | 全域 | |
| | | 小島 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 7 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 8 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 9 丁目 | 全域 | | |
| | | 沖新町 | | 全域 | 中島小 |
| | | 新港 1 丁目 | | 全域 | |
| | | 新港 2 丁目 | | 全域 | |
| | | 中島町 | | 全域 | |
| | | 中原町 | | 全域 | |

を

「

| | | | | | |
|-----|----|---------|-----------------------|-------------------------|------|
| 城西中 | 西区 | 上松尾町 | | 全域 | 松尾東小 |
| | | 中松尾町 | | 全域 | |
| | | 松尾 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 松尾 2 丁目 | 29 番 10 号を除く松尾 2 丁目全域 | | |
| | | 西松尾町 | | 無番地、 3562 番地～5342 番地 | 松尾西小 |
| | | 松尾町近津 | | 全域 | 松尾北小 |
| | | 松尾町平山 | | 1 番地～1295 番地 | |
| | | 小島上町 | | 全域 | 小島小 |
| | | 小島下町 | | 全域 | |
| | | 小島 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 7 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 8 丁目 | 全域 | | |
| | | 小島 9 丁目 | 全域 | | |
| | | 松尾 2 丁目 | 29 番 10 号 | | 中島小 |
| | | 沖新町 | | 全域 | |
| | | 新港 1 丁目 | | 全域 | |
| | | 新港 2 丁目 | | 全域 | |
| | | 中島町 | | 全域 | |
| 中原町 | | 全域 | | | |

」

に改める。

2 その他

(1) 小学校通学区域表中

「

| | | | | |
|-----|-----|------|---|--|
| 壺川小 | 中央区 | 内坪井町 | 全域 | |
| | | 京町本丁 | 1 番 1 号～22 号、 1 番 32 号～84 号、 5 番 1 号～24 号、 5 番 54 号～105 号、 6 番 1 号～54 号、 6 番 62 号～110 号、 7 番～10 番 | |

| | | | | |
|--|----|-------|--|--|
| | | 京町1丁目 | 全域 | |
| | | 京町2丁目 | 全域 | |
| | | 壺川1丁目 | 全域 | |
| | | 壺川2丁目 | 全域 | |
| | | 坪井1丁目 | 1番、 4番、5番、 7番～9番 | |
| | | 坪井3丁目 | 1番～4番 | |
| | | 坪井4丁目 | 1番1号～10号、 1番27号～39号 | |
| | | 坪井5丁目 | 全域 | |
| | | 二の丸 | 3番 | |
| | | 古京町 | 1番、 2番、 3番1号～2号 | |
| | 北区 | 津浦町 | 1番～3番、 4番1号～5号、 4番15号～28号、 5番、 7番17号～58号、 10番20号～22号、 10番25号、 11番～13番 | |

を

| | | | | |
|-----|-----|-------|---|--|
| 壺川小 | 中央区 | 内坪井町 | 全域 | |
| | | 京町本丁 | 1番1号～22号、 1番32号～84号、 5番1号～24号、 5番54号～105号、 6番1号～54号、 6番62号～110号、 7番～10番 | |
| | | 京町1丁目 | 全域 | |
| | | 京町2丁目 | 全域 | |
| | | 壺川1丁目 | 全域 | |
| | | 壺川2丁目 | 全域 | |
| | | 坪井1丁目 | 1番、 4番、5番、 7番～9番 | |

| | | | | |
|--|----|-------|---|--|
| | | 坪井3丁目 | 1番~4番 | |
| | | 坪井4丁目 | 1番1号~10号、 1番27号~39号 | |
| | | 坪井5丁目 | 全域 | |
| | | 二の丸 | 3番 | |
| | | 古京町 | 1番、 2番、 3番1号~2号 | |
| | 北区 | 津浦町 | 1番~3番、 4番1号~5号、 4番15号~28号、 5番、 7番3号、 7番17号~58号、 10番20号~22号、 10番25号、 11番~13番 | |

に改め、

| | | | | |
|-----|-----|--------|---|----|
| 向山小 | 中央区 | 琴平本町 | 3番36号~53号、 4番41号~53号 | |
| | | 十禅寺町 | | 全域 |
| | | 十禅寺1丁目 | 全域 | |
| | | 平成1丁目 | 1番~3番、 17番1号~6号、 17番17号~18号 | |
| | | 平成2丁目 | 1番、 2番26号、 9番~19番 | |
| | | 平成3丁目 | 1番、 7番、 8番、 15番~25番 | |
| | | 本荘町 | | 全域 |
| | | 本荘5丁目 | 6番1号~2号、 6番16号~19号、 7番1号~2号、 7番11号 | |
| | | 迎町1丁目 | 全域 | |
| | | 迎町2丁目 | 1番~5番、 6番11号~19号 | |
| | | 本山町 | | 全域 |

| | | | | |
|--|--|---------|----|----|
| | | 本山 1 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 2 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 3 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 4 丁目 | 全域 | |
| | | 世安町 | | 全域 |

を

| | | | | |
|-----|-----|----------|---|----|
| 向山小 | 中央区 | 琴平本町 | 3 番 36 号～53 号、 4 番 41 号～53 号 | |
| | | 十禅寺町 | | 全域 |
| | | 十禅寺 1 丁目 | 全域 | |
| | | 平成 1 丁目 | 1 番～3 番、 17 番 1 号～6 号、 17 番 17 号～18 号 | |
| | | 平成 2 丁目 | 1 番、 2 番 26 号、 9 番～19 番 | |
| | | 平成 3 丁目 | 1 番、 7 番、 8 番、 15 番～25 番 | |
| | | 本荘町 | | 全域 |
| | | 本荘 5 丁目 | 6 番 1 号～2 号、 6 番 16 号～19 号、 7 番 1 号～2 号、 7 番 11 号、 7 番 18 号 | |
| | | 迎町 1 丁目 | 全域 | |
| | | 迎町 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 11 号～19 号 | |
| | | 本山町 | | 全域 |
| | | 本山 1 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 2 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 3 丁目 | 全域 | |
| | | 本山 4 丁目 | 全域 | |
| 世安町 | | 全域 | | |

に改め、

「

| | | | | |
|----------|---|----------|--|--|
| 託麻西小 | 東区 | 御領 1 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 2 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 3 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 4 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 5 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 6 丁目 | 1 番～3 番、 6 番～9 番 | |
| | | 御領 7 丁目 | 1 番 | |
| | | 御領 8 丁目 | 1 番～10 番、 11 番 15 号、 11 番 35 号、 12 番 1 号、 12 番 31 号 | |
| | | 下南部 2 丁目 | 全域 | |
| | | 下南部 3 丁目 | 4 番～17 番 | |
| | | 長嶺西 1 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺西 2 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺西 3 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺東 1 丁目 | 9 番 | |
| | | 長嶺東 8 丁目 | 15 番 | |
| | | 西原 3 丁目 | 1 番 30 号、 1 番 35 号、 1 番 59 号、 1 番 73 号、 1 番 75 号～78 号、 1 番 83 号、 3 番～5 番 | |
| | | 八反田 1 丁目 | 3 番 10 号～73 号、 4 番、 5 番 3 号～16 号、 6 番、 10 番 6 号～14 号、 12 番 6 号～21 号、 13 番～18 番 | |
| | | 八反田 2 丁目 | 全域 | |
| 八反田 3 丁目 | 1 番～5 番、 7 番～21 番、 22 番 1 号～25 号、 22 番 42 号～73 号 | | | |

」

を

「

| | | | | |
|------|----|----------|---|--|
| 託麻西小 | 東区 | 御領 1 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 2 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 3 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 4 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 5 丁目 | 全域 | |
| | | 御領 6 丁目 | 1 番～3 番、 6 番～9 番 | |
| | | 御領 7 丁目 | 1 番 | |
| | | 御領 8 丁目 | 1 番～10 番、 11 番 15 号、 11 番 35 号、 12 番 1 号、 12 番 31 号 | |
| | | 下南部 2 丁目 | 全域 | |
| | | 下南部 3 丁目 | 4 番～17 番 | |
| | | 長嶺西 1 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺西 2 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺西 3 丁目 | 全域 | |
| | | 長嶺東 1 丁目 | 9 番 | |
| | | 長嶺東 8 丁目 | 15 番 | |
| | | 西原 3 丁目 | 1 番 30 号、 1 番 35 号、 1 番 59 号、 1 番 61 号、 1 番 73 号、 1 番 75 号～78 号、 1 番 83 号、 3 番～5 番 | |
| | | 八反田 1 丁目 | 3 番 10 号～73 号、 4 番、 5 番 3 号～16 号、 6 番、 10 番 6 号～14 号、 12 番 6 号～21 号、 13 番～18 番 | |
| | | 八反田 2 丁目 | 全域 | |
| | | 八反田 3 丁目 | 1 番～5 番、 7 番～21 番、 22 番 1 号～25 号、 | |

| | | | | |
|--|--|--|----------------|--|
| | | | 22 番 42 号～73 号 | |
|--|--|--|----------------|--|

に改め、

| | | | | |
|------|----|-----------|--|--|
| 麻生田小 | 北区 | 麻生田 1 丁目 | 全域 | |
| | | 麻生田 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 1 号～11 号、 7 番～12 番、 14 番 1 号～13 号、 14 番 150 号～170 号 | |
| | | 麻生田 3 丁目 | 全域 | |
| | | 麻生田 4 丁目 | 1 番、 3 番～28 番 | |
| | | 麻生田 5 丁目 | 全域 | |
| | | 兔谷 3 丁目 | 1 番～4 番、 6 番 | |
| | | 清水新地 3 丁目 | 5 番 1 号～33 号、 6 番～7 番 | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 9 番～16 番 | |
| | | 清水新地 6 丁目 | 全域 | |
| | | 清水新地 7 丁目 | 全域 | |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 7 番 25 号～58 号、 8 番～24 番 | |
| | | 清水岩倉 3 丁目 | 1 番～24 番 1 号、 24 番 5 号～6 号、 25 番 20 号～22 号 | |

を

| | | | | |
|------|----|----------|--|--|
| 麻生田小 | 北区 | 麻生田 1 丁目 | 全域 | |
| | | 麻生田 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 1 号～11 号、 7 番～12 番、 14 番 1 号～13 号、 14 番 150 号～170 号 | |
| | | 麻生田 3 丁目 | 全域 | |
| | | 麻生田 4 丁目 | 1 番、 3 番～28 番 | |
| | | 麻生田 5 丁目 | 全域 | |
| | | 兔谷 3 丁目 | 1 番～4 番、 6 番 | |

| | | | | |
|--|--|-----------|--|--|
| | | 清水新地 3 丁目 | 5 番 1 号～33 号、 5 番 147 号、 6 番～7 番 | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 9 番～16 番 | |
| | | 清水新地 6 丁目 | 全域 | |
| | | 清水新地 7 丁目 | 全域 | |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 7 番 25 号～58 号、 8 番～24 番 | |
| | | 清水岩倉 3 丁目 | 1 番～24 番 1 号、 24 番 5 号～6 号、 25 番 20 号～22 号 | |

に改め、

| | | | | |
|-----|----|--------|--|--|
| 菱形小 | 北区 | 植木町上古閑 | | 全域 |
| | | 植木町円台寺 | | 全域 |
| | | 植木町木留 | | 全域 |
| | | 植木町大和 | | 全域 |
| | | 植木町滴水 | | 1141 番地～1141 番地 99、 1414 番地～1705 番地 99、 1756 番地 6 |
| | | 植木町轟 | | 以下を除く植木町轟全域 619 番地～619 番地 99、 625 番地～625 番地 99、 1873 番地～1873 番地 99、 2513 番地～2513 番地 99 |
| | | 植木町那知 | | 全域 |
| | | 植木町平野 | | 321 番地 2、 347 番地 2、 347 番地 7、 348 番地 2 |
| | | 植木町辺田野 | | 全域 |

を

| | | | | |
|-----|----|--------|--|--|
| 菱形小 | 北区 | 植木町上古閑 | | 全域 |
| | | 植木町円台寺 | | 全域 |
| | | 植木町木留 | | 全域 |
| | | 植木町大和 | | 全域 |
| | | 植木町滴水 | | 1141 番地～1141 番地 99、 1414 番地～1705 番地 99、 |

| | | | |
|--|--------|--|--|
| | | | 1755 番地～1756 番地 |
| | 植木町轟 | | 以下を除く植木町轟全域 619 番地～619 番地 99、 625 番地～625 番地 99、 1873 番地～1873 番地 99、 2513 番地～2513 番地 99 |
| | 植木町那知 | | 全域 |
| | 植木町平野 | | 321 番地 2、 347 番地 2、 347 番地 7、 348 番地 2 |
| | 植木町辺田野 | | 全域 |

に改める。

(2) 中学校通学区域表中

「

| | | | | |
|-----|-------------------------|---------|---|-----|
| 京陵中 | 中央区 | 内坪井町 | 全域 | 壺川小 |
| | | 京町本丁 | 1 番 1 号～22 号、 1 番 32 号～84 号、 5 番 1 号～24 号、 5 番 54 号～105 号、 6 番 1 号～54 号、 6 番 62 号～110 号、 7 番～10 番 | |
| | | 京町 1 丁目 | 全域 | |
| | | 京町 2 丁目 | 全域 | |
| | | 壺川 1 丁目 | 全域 | |
| | | 壺川 2 丁目 | 全域 | |
| | | 坪井 1 丁目 | 1 番、 4 番～5 番、 7 番～9 番 | |
| | | 坪井 3 丁目 | 1 番～4 番 | |
| | | 坪井 4 丁目 | 1 番 1 号～10 号、 1 番 27 号～39 号 | |
| | | 坪井 5 丁目 | 全域 | |
| | | 二の丸 | 3 番 | |
| 古京町 | 1 番～2 番、 3 番 1 号～2 号 | | | |

| | | | | | |
|--|----|----------|--|---------------------------------|------------|
| | 北区 | 津浦町 | 1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 15 号～28 号、 5 番、 7 番 17 号～58 号、 10 番 20 号～22 号、 10 番 25 号、 11 番～13 番 | | |
| | 西区 | 池田 1 丁目 | 1 番～18 番、 19 番 46 号～53 号、 20 番 1 号～11 号、 20 番 65 号～94 号、 21 番～37 番 | | 池田小の 一部 |
| | | 池田 2 丁目 | 1 番～11 番、 14 番～23 番、 69 番 | | |
| | | 池田 3 丁目 | 23 番 1 号～18 号、 23 番 26 号～34 号、 31 番～39 番、 40 番 3 号～30 号、 41 番～55 番、 58 番 | | |
| | | 上熊本 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 上熊本 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 上熊本 3 丁目 | 1 番 | | |
| | | 京町本丁 | 1 番 23 号～31 号、 2 番～4 番、 5 番 25 号～29 号、 5 番 33 号～34 号、 5 番 40 号～53 号、 6 番 55 号～61 号 | | |
| | | 津浦町 | 4 番 6 号～14 号、 6 番、 7 番 7 号、 7 番 14 号～15 号、 8 番 | | |
| | | 出町 | 全域 | | |
| | | 稗田町 | 全域 | | |
| | 北区 | 池田 3 丁目 | 1 番～13 番、 14 番 16 号～32 号、 15 番～22 番、 23 番 19 号～25 号、 24 番～30 番、 56 番～57 番 | 1272 番地、 1335 番地、 1343 番地 | 高平台小 |
| | | 打越町 | 全域 | | |

| | | | | | |
|--|--|---------|--|----|------------|
| | | 大窪 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 大窪 2 丁目 | 1 番～7 番、 8 番 1 号～22 号、 8 番 73 号～81 号、 9 番 1 号～11 号、 9 番 73 号～104 号 | | |
| | | 大窪 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 大窪 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 大窪 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 高平 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 高平 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 高平 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 津浦町 | 9 番、 10 番 1 号～19 号、 14 番～48 番 | | |
| | | 山室 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 山室 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 山室 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 山室 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 山室 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 山室 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 徳王町 | | 全域 | |
| | | 徳王 1 丁目 | 全域 | | 西里小の 一部 |
| | | 徳王 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 池田 3 丁目 | 14 番 5 号～7 号、 14 番 33 号～61 号 | | |

を

「

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---|--|-----|
| 京陵中 | 中央区 | 内坪井町 | 全域 | | 壺川小 |
| | | 京町本丁 | 1 番 1 号～22 号、 1 番 32 号～84 号、 5 番 1 号～24 号、 5 番 54 号～105 号、 6 番 1 号～54 号、 6 番 62 号～110 号、 7 番～10 番 | | |
| | | 京町 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 京町 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 壺川 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 壺川 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 坪井 1 丁目 | 1 番、 4 番～5 番、 7 番～9 番 | | |
| 坪井 3 丁目 | 1 番～4 番 | | | | |

| | | | | | |
|-----|----|----------|--|--|------------|
| | | 坪井 4 丁目 | 1 番 1 号～10 号、 1 番 27 号～39 号 | | |
| | | 坪井 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 二の丸 | 3 番 | | |
| | | 古京町 | 1 番～2 番、 3 番 1 号～2 号 | | |
| 西区 | 北区 | 津浦町 | 1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 15 号～28 号、 5 番、 7 番 3 号、 7 番 17 号～58 号、 10 番 20 号～22 号、 10 番 25 号、 11 番～13 番 | | 池田小の 一部 |
| | | 池田 1 丁目 | 1 番～18 番、 19 番 46 号～53 号、 20 番 1 号～11 号、 20 番 65 号～94 号、 21 番～37 番 | | |
| | | 池田 2 丁目 | 1 番～11 番、 14 番～23 番、 69 番 | | |
| | | 池田 3 丁目 | 23 番 1 号～18 号、 23 番 26 号～34 号、 31 番～39 番、 40 番 3 号～30 号、 41 番～55 番、 58 番 | | |
| | | 上熊本 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 上熊本 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 上熊本 3 丁目 | 1 番 | | |
| | | 京町本丁 | 1 番 23 号～31 号、 2 番～4 番、 5 番 25 号～29 号、 5 番 33 号～34 号、 5 番 40 号～53 号、 6 番 55 号～61 号 | | |
| | | 津浦町 | 4 番 6 号～14 号、 6 番、 7 番 7 号、 7 番 14 号～15 号、 8 番 | | |
| | | 出町 | 全域 | | |
| 稗田町 | 全域 | | | | |

| | | | | |
|---------|---------------------------------|--|---------------------------------|------------|
| 北区 | 池田 3 丁目 | 1 番～13 番、 14 番 16 号～32 号、 15 番～22 番、 23 番 19 号～25 号、 24 番～30 番、 56 番～57 番 | 1272 番地、 1335 番地、 1343 番地 | 高平台小 |
| | 打越町 | 全域 | | |
| | 大窪 1 丁目 | 全域 | | |
| | 大窪 2 丁目 | 1 番～7 番、 8 番 1 号～22 号、 8 番 73 号～81 号、 9 番 1 号～11 号、 9 番 73 号～104 号 | | |
| | 大窪 3 丁目 | 全域 | | |
| | 大窪 4 丁目 | 全域 | | |
| | 大窪 5 丁目 | 全域 | | |
| | 高平 1 丁目 | 全域 | | |
| | 高平 2 丁目 | 全域 | | |
| | 高平 3 丁目 | 全域 | | |
| | 津浦町 | 9 番、 10 番 1 号～19 号、 14 番～48 番 | | |
| | 山室 1 丁目 | 全域 | | |
| | 山室 2 丁目 | 全域 | | |
| | 山室 3 丁目 | 全域 | | |
| | 山室 4 丁目 | 全域 | | |
| | 山室 5 丁目 | 全域 | | |
| | 山室 6 丁目 | 全域 | | |
| | 徳王町 | | 全域 | 西里小の 一部 |
| | 徳王 1 丁目 | 全域 | | |
| | 徳王 2 丁目 | 全域 | | |
| 池田 3 丁目 | 14 番 5 号～7 号、 14 番 33 号～61 号 | | | |

に改め、

| | | | | | |
|-----|-----|----------|---|----|-----|
| 江南中 | 中央区 | 琴平本町 | 3 番 36 号～53 号、 4 番 41 号～53 号 | | 向山小 |
| | | 十禅寺町 | | 全域 | |
| | | 十禅寺 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 平成 1 丁目 | 1 番～3 番、 17 番 1 号～6 号、 17 番 17 号～18 号 | | |

| | | | | | |
|--|--|---------|--|----|--|
| | | 平成 2 丁目 | 1 番、 2 番 26 号、 9 番～19 番 | | |
| | | 平成 3 丁目 | 1 番、 7 番～8 番、 15 番～25 番 | | |
| | | 本荘町 | | 全域 | |
| | | 本荘 5 丁目 | 6 番 1 号～2 号、 6 番 16 号～19 号、 7 番 1 号～2 号、 7 番 11 号 | | |
| | | 迎町 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 迎町 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 11 号～19 号 | | |
| | | 本山町 | | 全域 | |
| | | 本山 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 本山 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 本山 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 本山 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 世安町 | | 全域 | |

を

「

| | | | | | |
|-----|-----|----------|---|----|-----|
| 江南中 | 中央区 | 琴平本町 | 3 番 36 号～53 号、 4 番 41 号～53 号 | | 向山小 |
| | | 十禅寺町 | | 全域 | |
| | | 十禅寺 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 平成 1 丁目 | 1 番～3 番、 17 番 1 号～6 号、 17 番 17 号～18 号 | | |
| | | 平成 2 丁目 | 1 番、 2 番 26 号、 9 番～19 番 | | |
| | | 平成 3 丁目 | 1 番、 7 番～8 番、 15 番～25 番 | | |
| | | 本荘町 | | 全域 | |
| | | 本荘 5 丁目 | 6 番 1 号～2 号、 6 番 16 号～19 号、 7 番 1 号～2 号、 7 番 11 号、 7 番 18 号 | | |
| | | 迎町 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 迎町 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 11 号～19 号 | | |

| | | | | |
|--|---------|----|----|--|
| | 本山町 | | 全域 | |
| | 本山 1 丁目 | 全域 | | |
| | 本山 2 丁目 | 全域 | | |
| | 本山 3 丁目 | 全域 | | |
| | 本山 4 丁目 | 全域 | | |
| | 世安町 | | 全域 | |

に改め、

「

| | | | | | | |
|----------|--|---------|---|---|------------|-----|
| 西原中 | 中央区 | 帯山 4 丁目 | 57 番 | | 帯山小の 一部 | |
| | | 帯山 5 丁目 | 32 番 14 号～15 号、 33 番 11 号～14 号、 34 番～41 番 | | | |
| | | 帯山 6 丁目 | 全域 | | | |
| | | 帯山 7 丁目 | 全域 | | | |
| | | 帯山 8 丁目 | 全域 | | | |
| | | 帯山 9 丁目 | 全域 | | | |
| | 東区 | 東区 | 帯山 4 丁目 | 56 番 | | 西原小 |
| | | | 下南部 1 丁目 | 全域 | | |
| | | | 下南部 3 丁目 | 1 番～3 番 | | |
| | | | 新南部 1 丁目 | 全域 | | |
| | | | 新南部 2 丁目 | 全域 | | |
| | | | 新南部 3 丁目 | 全域 | | |
| | | | 新南部 4 丁目 | 全域 | | |
| | | | 新南部 5 丁目 | 全域 | | |
| | | | 新南部 6 丁目 | 全域 | | |
| | | | 渡鹿 8 丁目 | 全域 | | |
| | | | 渡鹿 9 丁目 | 全域 | | |
| | | | 西原 1 丁目 | 全域 | | |
| | | | 西原 2 丁目 | 全域 | | |
| | | | 西原 3 丁目 | 1 番 7 号、 1 番 10 号、 1 番 17 号、 2 番 | | |
| 八反田 1 丁目 | 1 番～2 番、 3 番 1 号～9 号、 3 番 75 号～終号、 5 番 1 号～2 号、 5 番 17 号～23 号、 7 番～9 番、 10 番 1 号～5 号、 10 番 15 号～17 号、 11 番、 12 番 1 号～5 号、 12 番 22 号～23 号 | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|----------|--|--|-------------|
| | | 保田窪本町 | 全域 | | |
| | | 保田窪 2 丁目 | 1 番、 3 番 20 号～35 号 | | |
| | | 保田窪 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 保田窪 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 保田窪 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 御領 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 御領 2 丁目 | 1 番～2 番 | | |
| | | 長嶺西 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 長嶺西 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 長嶺西 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 長嶺東 1 丁目 | 9 番 | | |
| | | 西原 3 丁目 | 1 番 30 号、 1 番 35 号、 1 番 59 号、 1 番 73 号、 1 番 75 号～78 号、 1 番 83 号、 3 番～5 番 | | 託麻西小 の一部 |
| | | 八反田 1 丁目 | 3 番 10 号～73 号、 4 番、 5 番 3 号～16 号、 6 番、 10 番 6 号～14 号、 12 番 6 号～21 号、 13 番～18 番 | | |
| | | 八反田 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 八反田 3 丁目 | 1 番～5 番、 7 番～21 番、 22 番 1 号～25 号、 22 番 42 号～73 号 | | |
| | | 月出 8 丁目 | 全域 | | 月出小の 一部 |
| | | 長嶺南 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 長嶺南 2 丁目 | 全域 | | |

を

「

| | | | | | |
|-----|-----|---------|---|--|------------|
| 西原中 | 中央区 | 帶山 4 丁目 | 57 番 | | 帶山小の 一部 |
| | | 帶山 5 丁目 | 32 番 14 号～15 号、 33 番 11 号～14 号、 34 番～41 番 | | |
| | | 帶山 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 帶山 7 丁目 | 全域 | | |
| | | 帶山 8 丁目 | 全域 | | |
| | | 帶山 9 丁目 | 全域 | | |

| | | | | |
|----------|----------|--|-------------|-----|
| 東区 | 帶山 4 丁目 | 56 番 | | 西原小 |
| | 下南部 1 丁目 | 全域 | | |
| | 下南部 3 丁目 | 1 番～3 番 | | |
| | 新南部 1 丁目 | 全域 | | |
| | 新南部 2 丁目 | 全域 | | |
| | 新南部 3 丁目 | 全域 | | |
| | 新南部 4 丁目 | 全域 | | |
| | 新南部 5 丁目 | 全域 | | |
| | 新南部 6 丁目 | 全域 | | |
| | 渡鹿 8 丁目 | 全域 | | |
| | 渡鹿 9 丁目 | 全域 | | |
| | 西原 1 丁目 | 全域 | | |
| | 西原 2 丁目 | 全域 | | |
| | 西原 3 丁目 | 1 番 7 号、 1 番 10 号、 1 番 17 号、 2 番 | | |
| | 八反田 1 丁目 | 1 番～2 番、 3 番 1 号～9 号、 3 番 75 号～終号、 5 番 1 号～2 号、 5 番 17 号～23 号、 7 番～9 番、 10 番 1 号～5 号、 10 番 15 号～17 号、 11 番、 12 番 1 号～5 号、 12 番 22 号～23 号 | | |
| | 保田窪本町 | 全域 | | |
| | 保田窪 2 丁目 | 1 番、 3 番 20 号～35 号 | | |
| | 保田窪 3 丁目 | 全域 | | |
| | 保田窪 4 丁目 | 全域 | | |
| | 保田窪 5 丁目 | 全域 | | |
| 御領 1 丁目 | 全域 | | 託麻西小 の一部 | |
| 御領 2 丁目 | 1 番～2 番 | | | |
| 長嶺西 1 丁目 | 全域 | | | |
| 長嶺西 2 丁目 | 全域 | | | |
| 長嶺西 3 丁目 | 全域 | | | |
| 長嶺東 1 丁目 | 9 番 | | | |

| | | | | | |
|--|--|----------|---|--|------------|
| | | 西原 3 丁目 | 1 番 30 号、 1 番 35 号、 1 番 59 号、 1 番 61 号、 1 番 73 号、 1 番 75 号～78 号、 1 番 83 号、 3 番～5 番 | | |
| | | 八反田 1 丁目 | 3 番 10 号～73 号、 4 番、 5 番 3 号～16 号、 6 番、 10 番 6 号～14 号、 12 番 6 号～21 号、 13 番～18 番 | | |
| | | 八反田 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 八反田 3 丁目 | 1 番～5 番、 7 番～21 番、 22 番 1 号～25 号、 22 番 42 号～73 号 | | |
| | | 月出 8 丁目 | 全域 | | 月出小の 一部 |
| | | 長嶺南 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 長嶺南 2 丁目 | 全域 | | |

に改め、

| | | | | | |
|-----|----|-----------|----------------------------|--|------------|
| 清水中 | 北区 | 清水岩倉 1 丁目 | 全域 | | 清水小の 一部 |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 1 番～6 番、 7 番 1 号～23 号 | | |
| | | 清水新地 1 丁目 | 全域 | | 城北小 |
| | | 清水新地 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 3 丁目 | 1 番～4 番、 5 番 35 号～137 号 | | |
| | | 清水新地 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 1 番～8 番 | | |
| | | 八景水谷 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 八景水谷 2 丁目 | 2 番～17 番 | | |
| | | 八景水谷 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 八景水谷 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 麻生田 1 丁目 | 全域 | | |

| | | | | | |
|--|--|-----------|--|--|-------------|
| | | 麻生田 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 1 号～11 号、 7 番～12 番、 14 番 1 号～13 号、 14 番 150 号～170 号 | | |
| | | 麻生田 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 麻生田 4 丁目 | 1 番、 3 番～28 番 | | |
| | | 麻生田 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 兔谷 3 丁目 | 1 番～4 番、 6 番 | | |
| | | 清水新地 3 丁目 | 5 番 1 号～33 号、 6 番～7 番 | | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 9 番～16 番 | | |
| | | 清水新地 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 7 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 7 番 25 号～58 号、 8 番～24 番 | | |
| | | 清水岩倉 3 丁目 | 1 番～24 番 1 号、 24 番 5 号～6 号、 25 番 20 号～22 号 | | |
| | | 鶴羽田 1 丁目 | 13 番～15 番 | | 北部東小 の一部 |
| | | 飛田 3 丁目 | 2 番～5 番 | | |
| | | 飛田 4 丁目 | 1 番～6 番、 10 番 | | |

を

| | | | | | |
|-----|----|-----------|----------------------------|--|------------|
| 清水中 | 北区 | 清水岩倉 1 丁目 | 全域 | | 清水小の 一部 |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 1 番～6 番、 7 番 1 号～23 号 | | |
| | | 清水新地 1 丁目 | 全域 | | 城北小 |
| | | 清水新地 2 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 3 丁目 | 1 番～4 番、 5 番 35 号～137 号 | | |
| | | 清水新地 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 1 番～8 番 | | |
| | | 八景水谷 1 丁目 | 全域 | | |
| | | 八景水谷 2 丁目 | 2 番～17 番 | | |
| | | 八景水谷 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 八景水谷 4 丁目 | 全域 | | |
| | | 麻生田 1 丁目 | 全域 | | |

| | | | | | |
|--|--|-----------|--|--|-------------|
| | | 麻生田 2 丁目 | 1 番～5 番、 6 番 1 号～11 号、 7 番～12 番、 14 番 1 号～13 号、 14 番 150 号～170 号 | | |
| | | 麻生田 3 丁目 | 全域 | | |
| | | 麻生田 4 丁目 | 1 番、 3 番～28 番 | | |
| | | 麻生田 5 丁目 | 全域 | | |
| | | 兎谷 3 丁目 | 1 番～4 番、 6 番 | | |
| | | 清水新地 3 丁目 | 5 番 1 号～33 号、 5 番 147 号、 6 番～7 番 | | |
| | | 清水新地 5 丁目 | 9 番～16 番 | | |
| | | 清水新地 6 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水新地 7 丁目 | 全域 | | |
| | | 清水岩倉 2 丁目 | 7 番 25 号～58 号、 8 番～24 番 | | |
| | | 清水岩倉 3 丁目 | 1 番～24 番 1 号、 24 番 5 号～6 号、 25 番 20 号～22 号 | | |
| | | 鶴羽田 1 丁目 | 13 番～15 番 | | 北部東小 の一部 |
| | | 飛田 3 丁目 | 2 番～5 番 | | |
| | | 飛田 4 丁目 | 1 番～6 番、 10 番 | | |

に改め、

| | | | | | |
|-----|----|--------|--|--|-----|
| 鹿南中 | 北区 | 植木町後古閑 | | 全域 | 田原小 |
| | | 植木町鞍掛 | | 以下を除く植木町鞍掛全域 1 番地 1～1 番地 99 | |
| | | 植木町鈴麦 | | 全域 | |
| | | 植木町轟 | | 619 番地～619 番地 99 625 番地～625 番地 99 1873 番地～1873 番地 99 2513 番地～2513 番地 99 | |
| | | 植木町富応 | | 全域 | |
| | | 植木町豊岡 | | 全域 | |
| | | 植木町平原 | | 全域 | |
| | | 植木町上古閑 | | 全域 | |
| | | 植木町円台寺 | | 全域 | 菱形小 |
| | | 植木町木留 | | 全域 | |
| | | 植木町大和 | | 全域 | |
| | | | | | |

| | | | | |
|--|--------|--|--|-----|
| | 植木町滴水 | | 1141 番地～1141 番地 99 1414 番地～1705 番地 99 1756 番地 6 | |
| | 植木町轟 | | 以下を除く植木町轟全域 619 番地～619 番地 99 625 番地～625 番地 99 1873 番地～1873 番地 99 2513 番地～2513 番地 99 | |
| | 植木町那知 | | 全域 | |
| | 植木町平野 | | 321 番地 2 347 番地 2 347 番地 7 348 番地 2 | |
| | 植木町辺田野 | | 全域 | |
| | 植木町鑑田 | | 全域 | |
| | 植木町荻迫 | | 全域 | |
| | 植木町鞍掛 | | 1 番地 1～1 番地 99 | |
| | 植木町滴水 | | 以下を除く植木町滴水全域 1 番地～14 番地 99 17 番地～22 番地 99 35 番地 35 番地 2～35 番地 13 36 番地～42 番地 99 46 番地～49 番地 99 440 番地 440 番地 1 440 番地 3～440 番地 99 441 番地～442 番地 99 1141 番地～1141 番地 99 1414 番地～1705 番地 99 | 桜井小 |
| | 植木町投刀塚 | | 全域 | |
| | 植木町平野 | | 以下を除く植木町平野全域 321 番地 2 347 番地 2 347 番地 7 348 番地 2 | |

| | | | | |
|--|--|-------|---|--|
| | | 植木町舞尾 | 以下を除く植木町舞尾全域 253 番地 283 番地～283 番地 99 285 番地～294 番地 8 513 番地～513 番地 99 536 番地～536 番地 5 536 番地 7～545 番地 99 571 番地～578 番地 99 593 番地 2～613 番地 3 614 番地～623 番地 99 625 番地～629 番地 99 | |
|--|--|-------|---|--|

を

| | | | | |
|-------|----|--------|---|-----|
| 鹿南中 | 北区 | 植木町後古閑 | 全域 | 田原小 |
| | | 植木町鞍掛 | 以下を除く植木町鞍掛全域 1 番地 1～1 番地 99 | |
| | | 植木町鈴麦 | 全域 | |
| | | 植木町轟 | 619 番地～619 番地 99 625 番地～625 番地 99 1873 番地～1873 番地 99 2513 番地～2513 番地 99 | |
| | | 植木町富応 | 全域 | |
| | | 植木町豊岡 | 全域 | |
| | | 植木町平原 | 全域 | |
| | | 植木町上古閑 | 全域 | |
| | | 植木町円台寺 | 全域 | |
| | | 植木町木留 | 全域 | |
| | | 植木町大和 | 全域 | |
| | | 植木町滴水 | 1141 番地～1141 番地 99 1414 番地～1705 番地 99、 1755 番地～1756 番地 | 菱形小 |
| | | 植木町轟 | 以下を除く植木町轟全域 619 番地～619 番地 99 625 番地～625 番地 99 1873 番地～1873 番地 99 2513 番地～2513 番地 99 | |
| | | 植木町那知 | 全域 | |
| | | 植木町平野 | 321 番地 2 347 番地 2 347 番地 7 348 番地 2 | |
| | | 植木町辺田野 | 全域 | |
| | | 植木町鑑田 | 全域 | |
| 植木町荻迫 | 全域 | 桜井小 | | |

| | | | | |
|--|--|--------|--|--|
| | | 植木町鞍掛 | | 1 番地 1～1 番地 99 |
| | | 植木町滴水 | | 以下を除く植木町滴水全域 1 番地～14 番地 99 17 番地～22 番地 99 35 番地 35 番地 2～35 番地 13 36 番地～42 番地 99 46 番地～49 番地 99 440 番地 440 番地 1 440 番地 3～440 番地 99 441 番地～442 番地 99 1141 番地～1141 番地 99 1414 番地～1705 番地 99 |
| | | 植木町投刀塚 | | 全域 |
| | | 植木町平野 | | 以下を除く植木町平野全域 321 番地 2 347 番地 2 347 番地 7 348 番地 2 |
| | | 植木町舞尾 | | 以下を除く植木町舞尾全域 253 番地 283 番地～283 番地 99 285 番地～294 番地 8 513 番地～513 番地 99 536 番地～536 番地 5 536 番地 7～545 番地 99 571 番地～578 番地 99 593 番地 2～613 番地 3 614 番地～623 番地 99 625 番地～629 番地 99 |

に改める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

監 査

監委公告第 5 号

平成 27 年 2 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

| | |
|---------|---------|
| 熊本市監査委員 | 田 尻 清 輝 |
| 熊本市監査委員 | 竹 原 孝 昭 |
| 熊本市監査委員 | 石 原 純 生 |
| 熊本市監査委員 | 坂 本 邦 彦 |

公営企業定期監査
(財務)

第 1 監査の対象

上下水道局 水道事業
下水道事業
工業用水道事業

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年 7 月末日現在における関係事務事業及び財務処理の状況について資料の提出を求め、関係帳簿、証ひょう類を照査し、その計数記録の正否を確かめ、現金預金及び有価証券を確認し、詳細について関係職員に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

第 3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 機構及び職員配置の状況について（登載省略）

2 予算の執行状況について（登載省略）

3 結 論

財務に関する事務の執行は、概ね適正かつ効率的に行われていると認められた。

今後については、次のような視点にも目を向け事務の執行にあたられたい。

【意 見】効率的、効果的な事務の執行について

今回の監査においては、伺文書の作成における軽微な記載漏れや錯誤が若干見受けられたものの、総じて事務の改善が図られており、前回の監査と比較すると、上下水道局内での事務処理のチェック体制がより機能していることが認められた。

しかしながら、東部浄化センター構内における水道配水管の維持管理に係る電気料の請求が、水再生課から管路維持課へ毎月行われ、水再生課においては現金の受入事務が、管路維持課においては現金の支出事務が発生している非効率的な事務の事例も見受けられた。

上下水道局内においては、年度末の決算整理時期に、上水道事業と下水道事業相互の経費負担について精査し、振替処理を行うこととされており、この事例についても年度末振替処理が出来る事例で、事務の効率化が図れる余地があるものである。

また、この事例は、下水道事業が企業会計制度を適用する以前の事務処理を慣例的に行っていたものであるが、事務手続きについては、その方法が効率的、効果的であるかを常に点検・改善することが重要である。

日々の事務の執行にあたっては、常に業務改善の視点を持って取り組まれない。

公営企業定期監査

(工事)

第 1 監査の対象

1 監査対象局

病院局 : 経営企画課、総務課、植木病院

上下水道局 : 総務課、経営企画課、料金課、計画調整課、水道整備課、下水道整備課、水相談課、管路維持課、水運用課、水再生課、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター

交通局 : 電車課

2 監査対象工事及び委託

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託 512 件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる 53 件の工事及び委託について監査を実施した。

また、併せて公衆損害事故が生じた工事についても監査を実施した。

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

監査にあたっては、特に工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているか、また施工中の事故発生の要因は何かについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 11 月 7 日まで

第 3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 病院局

適正に執行されているものと認められた。

2 上下水道局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】委託契約の適正な履行について：料金課

・委託業務名 検定満期φ40～100耗水量器取替業務委託

・履行期間 平成 25 年 9 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

本業務委託は、平成 25 年度に検定満期となるφ40～100耗の量水器を計量法第 7 条（検定有効期間 8 年）に基づき取替えるものである。

本契約事務において、取替予定箇所で建物の解体などが発生し、量水器撤去のみの業務となったものについて、別途随意契約（単価契約）している水道サービス公社に電話などにより撤去を依頼し、本委託契約については、設計変更によりその業務を除いて執行していた。

本来、委託契約を締結している業務の条件変更等については、委託契約書に基づき委託者がその事実を調査し、受託者の意見を聞き執行しなければならないが、その事務手続きを行わず執行していたものである。

このような委託契約の条件変更等は、今後も発生することが予測されることから、委託契約書に基づく適正な契約の履行に努められたい。

【要望事項】道路掘削に係る安全対策について

都市計画事業南部汚水 6 号線枝線下水道築造工事（532 工区）において、地下埋設物（φ600mm の水道送水管及び国土交通省の情報ボックス・光ファイバーケーブル）の 2 回の破損事故、また、老朽給水管（鉛管）切替工事（6 工区）において、歩行者の転落事故が道路の掘削中に発生していた。

当破損事故は、いずれも受注者（現場代理人）が地下埋設物の位置及び深さを誤っていたため生じたもので、転落事故は、受注者が道路掘削後の防護柵などによる安全対策を、十分に行っていなかったため生じたものである。

これらの事故はいずれも受注者の過失によるものであるが、道路の掘削にあたっては、発注者・受注者共に、施工計画書及び道路使用許可書などの内容について十分に把握し、事前に協議及び立会いを行うなど徹底され、適正な安全対策に努められたい。

【意見】火災保険等について

火災保険等については、熊本市公共工事請負契約約款第 4 8 条第 1 項において規定されており、発注者が必要に応じて工事目的物等を火災保険等に付すべきことを設計図書に規定した場合には、受注者はこれに従う義務を負うことになる。

上下水道局においては、建築工事については建設工事保険又は組立保険、水道工事については必要に応じ水雷保険や傷害保険等、また下水道管築造工事については損害賠償責任保険への加入を仕様書の中で規定しているが、下水道管築造工事を除く土木工事については規定していない現状にある。

近年の建設工事は、工事内容や施工方法が複雑、多様化かつ大型化しており、施工中における事故や工事材料等の盗難、既存施設や第三者への危害等が大きな問題となっている。

公共工事におけるリスク管理としての火災保険に代表される各種保険等の役割は、以前にも増して重要となっていることから、各種建設工事においても、その内容と必要性に応じ、これらの有効な利用に努めることが望まれる。

また、保険等の加入を規定した場合には、その加入内容について十分な確認を行うように努められたい。

3 交通局

適正に執行されているものと認められた。

監 委 公 告 第 6 号

平成 27 年 2 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

| | |
|---------|---------|
| 熊本市監査委員 | 田 尻 清 輝 |
| 熊本市監査委員 | 竹 原 孝 昭 |
| 熊本市監査委員 | 石 原 純 生 |
| 熊本市監査委員 | 坂 本 邦 彦 |

財政援助（補助）団体監査

第 1 監査の対象

市が平成 25 年度に補助金等を交付した団体のうち次の 5 団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

| | 1 | 2 | 3 |
|--------------------------------|---|--|--|
| 補助(交付)団体名 | 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 | 水循環型営農推進協議会 | 農産物フェア実行委員会 |
| 補助(交付)金等の 名称 | 熊本市社会福祉協議会 運営費補助金 | 熊本市水田湛水等助成金 | 農産物フェア 開催事業補助金 |
| 補助(交付)の目的 | 住民の福祉活動への参加 に対する援助や社会福祉 を目的とする事業の連絡 調整・企画実施を行い、 地域における社会福祉を 増進させることを目的と する。 | 熊本地域の地下水にとっ て重要なかん養域である 白川中流域において、水 循環型農業を推進し、地 下水かん養を図るもの。 | 本市農産物の消費拡大と 生産農家の経営安定。市 民、消費者への農業理解 の促進。 |
| 補助(交付)対象経費 補助(交付)額 (補助率) | 213,809,000 円 210,378,000 円 (98.4%) | 50,906,366 円 50,906,366 円 (100.0%) | 8,298,330 円 5,400,000 円 (65.1%) |
| 所管の局 課 | 健康福祉子ども局 健康福祉政策課 | 環境局 水保全課 | 農水商工局 農商工連携推進課 |
| 団体の設立目的 | 熊本市における社会福祉 事業及びその他の社会福 祉を目的とする事業の健 全な発達並びに社会福祉 に関する活動の活性化に より、地域福祉の推進を 図ることを目的とする。 | 白川から取水する白川中 流域水田の水を利活用し た水田営農を推進し、も って農地の多面的機能で ある地下水かん養対策へ の協力を行うことを目的 とする。 | 農産物の産地としての熊 本をアピールするととも に、市民が農業にふれ親 しむ機会をつくり、農産 物の消費拡大を促進し、 熊本市の農業の振興を図 ることを目的とする。 |

| | 4 | 5 |
|--------------------------------|---|---|
| 補助(交付)団体名 | 一般社団法人 大学コンソーシアム熊本 | 株式会社パースト 2 4 |
| 補助(交付)金等の 名称 | 留学生交流等拠点設置 事業に関する補助金 | 民営自転車等駐車場 短時間無料制度補助金 |
| 補助(交付)の目的 | 留学生の交流等のための 拠点を設置し、留学生が 留学生活を送るために必 要な支援を行う。 | 短時間の用務であっても 自転車等駐車場の利用を 促進し、放置自転車発生 防止に寄与するため。 |
| 補助(交付)対象経費 補助(交付)額 (補助率) | 9,545,239 円 3,000,000 円 (31.4%) | 58,560,000 円 29,280,000 円 (50.0%) |
| 所管の局 課 | 観光文化交流局 シティプロモーション課 (国際室) | 都市建設局 土木管理課 (自転車対策室) |
| 団体の設立目的 | 熊本県内にある大学・高 等専門学校等が協力し て、高等教育機関の教 育・研究の充実を図るこ とにより、地域の行政や 産業界と連携しながら、 地域社会の教育・文化の 向上・発展及び教育環境 の向上に寄与することを 目的とする。 | 1. 立体駐車場機械及び器 具の設置、販売 2. 駐車場設備に要する機 械器具の設置 3. 建設工事及び建築物の 設計、監理 4. 駐車場の建築工事 5. 駐車場の運営、監理 6. 駐車場機器のレンタル 7. 不動産の売買、賃貸、 管理並びにその仲介斡旋 8. 前各号に附帯する一切 の業務 |

第2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

財政援助団体監査は、援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成26年10月20日から10月23日まで 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
平成26年11月 4日から11月6日まで 水循環型営農推進協議会
平成26年11月 4日から11月6日まで 農産物フェア実行委員会
平成26年10月22日から10月24日まで 一般社団法人大学コンソーシアム熊本
平成26年10月20日から10月23日まで 株式会社パスト24

第3 監査の結果

1 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されたと認められたものの、出納その他の事務において、次のような事項が見受けられた。

【意見】 団体運営について

今回監査を行った「熊本市社会福祉協議会運営費補助金」の補助対象経費は、熊本市社会福祉協議会の職員人件費であり、委託等を受けている個別事業の職員人件費以外は、その多くを補助金から支出している。

当団体の職員に適用される給与の基準は、熊本市職員に適用される給与の基準を準用しているが、職務の級が同等の市職員と比較して、一部ではあるが若干高い割合等であるものも見受けられた。人件費支給については、主な原資が補助金であることを考慮され、適正な執行に努められたい。

また、経理事務全般において、軽微な事務手続きの誤り等が散見されたので、関係法令や内部規程等を改めて確認し、適正な事務処理に努められたい。

なお、当団体は、主に市からの補助金や委託料等により事業を運営しており、地域福祉に関する独自の事業の実施が難しい状況である。しかし、今後は、社会福祉協議会の目的に沿った事業の精査を行うことや、自主財源確保のため、民間企業の福祉事業に関する需要を把握するなどして、自主的な事業展開についても検討され、更なる地域福祉の推進を図られるよう望むものである。

2 水循環型営農推進協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。また、今回監査した助成金の対象事業である「水田湛水事業」に関して、本市の地下水保全への有効性が以下のとおり認められた。

【意見】 水田湛水事業の継続的推進について

本市は地下水量保全のため、平成16年度に大津町、菊陽町及び白川中流域土地改良区協議会等から構成される水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結し、湛水事業に取り組む水循環型営農推進協議会に助成を行なっている。同協議会が農家・企業と一体となって取り組む水循環型営農推進運動は、転作水田に1ヶ月から3ヶ月にかけて水を張り、地下水かん養に多大な貢献を果たしているところである。

現在この運動は、地元農家の理解と協力を得て、転作水田を最大限に活用できるまでに至っており、平成25年度は、参加農家数が527戸、延べ面積が572ha、地下水推定かん養量が1,716万立方メートルであり、いずれも平成16年度の約2倍となっていることから、本市が取り組む地下水量保全対策の実施効果としても着実に成果が現れているところである。

また、白川中流域における水田湛水推進は、生活用水の全てを地下水で賄っている本市の地下水量保全対策にとって、最も重要かつ効果的な取り組みであることから、今後も、地下水採取者

の責務として永続的にこの事業を展開されることにより、清廉な地下水が次世代に引き継がれるよう願うものである。

3 農産物フェア実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

4 一般社団法人大学コンソーシアム熊本

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

5 株式会社パースト 24

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

出資団体監査

第 1 監査の対象

市が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体のうち次の 2 団体を抽出し、平成 25 年度事業における出納その他の事務を監査の対象とした。

| | | |
|--------------|------------------------|----------------|
| 出資団体名 | 植木まちづくり株式会社 | 公益財団法人熊本市学校給食会 |
| 出資額 (出えん) | 5,000,000 円 | 100,000,000 円 |
| 出資比率 | 31.75% | 100.00% |
| 所管の局 課 | 都市建設局 植木中央土地区画整理事業所 | 教育委員会 健康教育課 |

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

出資団体監査については、出資目的に従って事業運営がなされているか、また、出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 26 年 10 月 14 日から 10 月 15 日まで 植木まちづくり株式会社

平成 26 年 10 月 30 日から 11 月 10 日まで 公益財団法人熊本市学校給食会

第 3 監査対象団体の概要及び監査の結果

1 植木まちづくり株式会社

(1) 会社の概要

当社は、旧植木町中心商業地を取り巻く環境が、他の商業地区との競争激化によって、個々の商店の自助努力だけでは再生を図れないという状況から、中心市街地・商業地の再生を図ることを目的として、「植木町中心市街地活性化基本計画」の策定を機に、行政、商工会及び地元商工業者等の三者が一体となり、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、第 3 セクターのタウンマネジメント機関(TMO)として、平成 12 年 10 月に設立された。

なお、定款に規定されている授権株式数は 1,200 株であるが、発行株式数の状況は次のとおりである。

株主、所有株式数及び持株比率（登載省略）

(2) 事業の目的

当社の事業目的は、定款第 2 条により

- ア 街づくりに関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
- イ 市街地の活性化を図るための経営、技術、販売、財務などに関する指導及び情報の提供業務
- ウ 集合店舗、個別店舗などの商業施設に関する企画、調査、建設、管理運営業務及びこれらの業務の受託
- エ 駐車場、コミュニティホール、健康施設、文化施設、産業振興施設などの商業・観光基盤施設に関する企画、調査、建設、管理業務及びこれらの業務の受託
- オ 商店街の販売促進のために行う共同事業に関する企画、調査、設計、運営業務及びこれらの業務の受託
- カ 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務
- キ 中心市街地内の各種団体組織の事務管理業務の受託
- ク 各種イベントの企画、運営業務及びこれらの業務の受託
- ケ 民芸品、食料品、酒類、その他飲料、タバコ、雑貨品の制作、販売業務
- コ 書籍、印刷物の企画制作及び出版、販売に関する業務
- サ 損害保険及び自動車損害保障法に基づく保険の代理業
- シ 前各号に付帯し、または付随する一切の業務となっており、平成 25 年度は以下の事業が行われている。

(3) 平成 25 年度事業実績

- ア 植木地域の金融機関の新規移転オープンや特別養護老人ホームの建設に伴い、それぞれに関係する業種の店舗利用促進に資するため、植木町商工会会員を中心とした各種業種別のリストを作成。
- イ 中心市街地活性化のための、空き地、空き店舗の積極的な再利用。
 - (ア) 空き地
看板設置により区画整理施行区域内の未利用地に関する情報を提供し、利用のための仲介業務を実施
 - (イ) 空き店舗
専門業者と連携し、または独自の情報網を利用することにより、積極的なテナント誘致を実施
- ウ 中心市街地活性化協議会及び幹事会を開催
- エ 地域の地蔵さんまつりの開催に伴い、夏のイベントとして「夜市」を開催
- オ 植木町商工会と連携を図り、初市、商工会の日、はってん祭、熊本物流フェア等の各種イベントへの協力参加
- カ 中心市街地活性化基本計画認定区域内の事業の推進に係る指導及び相談の実施

平成 25 年度市道及び相談件数（登載省略）

(4) 経営成績及び財政状態

- ア 経営成績
平成 25 年度の損益計算書並びに販売費及び一般管理費の計算内訳は次のとおりである。
(登載省略)
損益計算書において、営業収益である売上高が 4,000,000 円、営業外収益である受取利息が 4,054 円となっている。また、営業費用である販売費及び一般管理費が 3,703,335 円となっている。
以上の結果、税引前当期純利益が 300,719 円、税引後の当期純利益が 52,319 円となっている。

イ 財政状態

平成 25 年度の貸借対照表は次のとおりである。（登載省略）

貸借対照表において、資産の部についてみると、流動資産が 17,434,768 円で、その内訳は、現金預金 15,832,711 円、前払費用 2,057 円、未収入金 1,600,000 円となっている。また、固定資産は、敷金の 2,000 円となっている。このことから資産合計は、17,436,768 円となっている。

負債の部についてみると、流動負債のみで 407,810 円となっており、その内訳は、預り金 39,410 円、未払費用 120,000 円、納税充当金 248,400 円となっている。

純資産の部についてみると、株主資本のみで 17,028,958 円となっており、その内訳は、資本金 15,750,000 円、利益剰余金 1,278,958 円となっている。このことから負債及び純資産の部合計は、17,436,768 円となっている。

ウ 決算計数の確認

決算報告書の計数を関係帳簿、証拠書類により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

(5) 監査の結果

おおむね出資目的に沿った事業運営がなされているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項－1】取締役会の議事録について

会社法第 369 条第 3 項によると、取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならないと規定されているが、書面をもって作成された議事録で押印のないものが散見された。

議事録の押印については、関係法令に則り適正に行われたい。

【指摘事項－2】貸借対照表の公告について

会社法第 440 条第 1 項によると、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないと規定されている。また、当会社の定款第 4 条においても、公告の方法として、当会社の公告は、熊本日日新聞に掲載すると規定されている。

しかしながら、当会社設立以来、貸借対照表の公告がなされていなかった。

貸借対照表の公告については、関係法令に則り適正に行われたい。

また、会社法第 440 条第 3 項において、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過するまでの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとれば、同条第 1 項の規定は、適用しないと規定されていることから、この方法についても検討されたい。

【意見】事業運営について

当会社は、定款により 12 の事業を規定し、植木地区の中心市街地・商業地の活性化を図るために運営されているところであるが、平成 25 年度に実施された事業は 5 程度の事業に留まっている。これは、職員が 1 名という組織の状況であることから、積極的な事業の展開が望めないところ起因しているものと推測する。また、規定されている多くの収益事業が展開されていないことから、現在の売上高は、熊本市からの中心市街地商業活性化業務委託料 400 万円のみとなっている。

このことから、設立の目的である植木地区の中心市街地・商業地の活性化を、将来にわたって推進していくためには、安定的な事業運営のための自主財源の確保が必要で、職員の増員も含めた積極的な収益事業の展開が不可欠である。

また、財政状態から見てみると、資本金が内部留保されたままで、企業性が発揮されていない状態であることから、留保されている資金を事業運営の財源として有効に活用するなど事業展開の方

針について検討されたい。

さらに、所管課においては、当会社が、「経営改善に努めるとともに、今後のあり方等についても検討する団体」として、熊本市が策定した第 4 次外郭団体経営改革計画の対象団体となっていることから、改革の方向性に沿った取り組みが実施されているのか、取り組みに関する進行管理を十分に行いながら、当会社が、地元の関係団体と連携し、自主的・自立的な経営を確立できるよう指導に努められたい。

2 公益財団法人 熊本市学校給食会

(1) 法人の概要

学校給食法に基づき学校給食の普及充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として、平成 8 年 4 月に、熊本市からの出捐金 1 億円（基本財産）をもって財団法人として設立され、平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行された。

(2) 事業の概要

ア 学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進

物資購入委員会を毎月、また、青果物査定会を半月ごとに開催し、副食物資（米・パン・牛乳の基本物資を除く）について、納品規格集に基づき、見本の内容分析等の確認及び食味を行い、品質・規格・産地・鮮度・価格を審査し、アレルギー対応食品を含め、安心・安全な物資をなるべく低価格で選定し共同購入を図っている。

また、学校給食交流会への協力及び食育活動推進支援等を行っている。

イ 学校給食の普及・奨励（改善・充実）

学校関係職員を対象とした関連工場視察研修や物資懇談会など、納入業者を対象とした衛生管理研修会を開催している。

ウ 学校給食の実施に必要な調査・研究

給食物資の定期検査及び放射性物質検査を市教育委員会健康教育課・環境局・健康福祉子ども局との協力事業で行っている。

また、市保健所との連携により、食品の表示義務や食中毒の防止対策の情報収集に努め、さらに異物混入等の納入業者への指導、衛生管理の徹底を図っている。

エ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

安全・安心な物資を供給していくために、学校・納入業者・生産者・行政機関等とさらに連携を図り、地産地消・特別栽培・エコファーマー農産物の導入を図っている。

また、地産地消・特別栽培・エコファーマー農産物の導入に向けての産地視察等を給食関係者と共に行い、産地では生産者との意見交換や農業体験、また、製造工場等への視察も行っている。

(3) 事業実績

平成 25 年度収支計算書は次のとおりである。（登載省略）

収支計算書において、収入の部をみると、事業収入 1, 538, 144, 161 円は、共同購入物資代金収入いわゆる学校からの給食費である。負担金収入 13, 071, 147 円は、当財団の運営資金となる学校負担金収入と公益財団法人熊本県学校給食会からの事業共催負担金収入である。補助金等収入 18, 618, 000 円は、当財団が行う事業費に対する熊本市からの事業費補助金である。基本財産運用収入 812, 500 円は、基本財産 100, 000, 000 円の債券運用による運用益である。その他、受取利息収入や登録業者に販売する伝票売上収入の雑収入等である。

支出の部をみると、事業費 1, 566, 650, 715 円のうち主なものは、登録業者に支払う物資代金支出 1, 538, 144, 161 円、職員の人件費である給料手当支出 17, 314, 901 円、社会保険料事業主負担分等である福利厚生費支出 2, 913, 935 円、理事長の人件費である役員報酬支出 1, 378, 368 円、熊本市からの事業費補助金の精算金である補助

金返還金支出1, 199, 792円などである。

管理費2, 770, 229円のうち主なものは、職員の人件費である給料手当支出1, 691, 845円や役員報酬支出344, 592円などである。

特定資産取得支出2, 400, 000円は、退職給付引当資産取得支出である。

以上の結果、当期収支差額は990, 756円の赤字となり、前期繰越収支差額2, 162, 066円を加えると次期繰越収支差額が1, 171, 310円となっている。

(4) 財産及び財政状況

ア 財政状況

平成25年度の貸借対照表は次のとおりである。(登載省略)

資産の部についてみると、流動資産は120, 715, 736円で、預金が2, 757, 690円、3月分の物資代等の未収金117, 941, 846円、4月分駐車場代の前払費用が16, 200円となっている。固定資産は、国債等有価証券等で保管している基本財産100, 000, 000円と定期預金で保管している退職給付引当資産である特定資産22, 237, 798円である。

負債の部についてみると、流動負債は119, 544, 426円で、3月の物資代金等の未払金が119, 427, 271円、3月分社会保険料被保険者負担分の預り金が117, 155円となっている。

正味財産の部についてみると、資産合計から負債合計を差し引いた101, 171, 310円が正味財産合計となっている。

イ 財産状況

平成25年度の正味財産増減計算書は次のとおりである。(登載省略)

正味財産増減計算書によると、当期一般正味財産期末残高が1, 171, 310円で、前期一般正味財産期末残高2, 162, 066円より990, 756円減少し、基本財産である当期指定正味財産期末残高は100, 000, 000円で前期指定正味財産期末残高と同額である。このため、当期正味財産期末残高は101, 171, 310円となっている。

(5) 決算係数の確認

決算係数については、関係帳簿、証拠書類により確認したところ、その係数は正確であると認められた。

(6) 監査の結果

おおむね出資目的に沿った事業運営がなされているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】 理事会への必要な書類の提出及び承認について

経理規程第47条の規定では、決算において、財務書類及び資金収支計算書の他に必要な書類として収支相償の計算書、公益目的事業費比率の計算書を作成し、理事会に提出し承認を受けなければならないことになっているが、その必要な書類が理事会へ提出及び承認がされていなかった。

公益財団法人として認定を受けた後も、毎期、公益認定の基準を遵守する必要があることから、この書類は、その財務に関する基準を満たしているのか確認するための重要なものである。従って、遺漏なく規定に基づき理事会に提出され承認を受けられたい。

公の施設の指定管理者監査

第1 監査の対象

市が平成25年度に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の2団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

(単位：円)

| | 公の施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 | 指定管理料 | 所管の局 課 |
|---|----------|---------------------|-------------------------------------|---------------------------|----------------|
| 1 | 三山荘 | 熊本市戸島地域 環境保全協議会 | 平成 24 年 4 月 1 日 ～同 27 年 3 月 31 日 | 15,000,000 44,997,750 | 環境局 東部環境工場 |
| 2 | 熊本市水の科学館 | 熊本市水の科学館 運営共同企業体 | 平成 25 年 4 月 1 日 ～同 30 年 3 月 31 日 | 36,999,055 189,135,775 | 上下水道局 経営企画課 |

※ 指定管理料の上段は平成 25 年度分の金額、下段は指定期間の総額である。

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 26 年 10 月 14 日から 10 月 17 日まで 三山荘
平成 26 年 10 月 28 日から 10 月 31 日まで 熊本市水の科学館

第 3 管理施設の概要及び監査の結果

1 三山荘

(1) 施設の概要

当施設は、東部環境工場の余熱を利用した浴室のある健康増進施設で地元住民をはじめ広く市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、昭和 55 年 10 月に熊本市戸島町 2582 番地の 2 に設置された。その後、平成 2 年 10 月に移転新築がなされ現在に至っている。

平成 18 年 4 月から指定管理者制度により、熊本市戸島地域環境保全協議会が管理運営を行っている。

所在地 熊本市東区戸島町 2573 番地
敷地面積 6,769.00m²
建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート一部鉄骨造 和風瓦葺平屋根
建築面積 1,375.45m²
延床面積 992.63m²
施設概要 浴室 男性用・女性用 各 30 人 277m²
大広間 定員 80 人 98m²
和室・茶室 定員 20 人 58m²
多目的ルーム 定員 20 人 33m²
会議室 定員 30 人 50m²
開館時間 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
(入場受付時間は午後 4 時まで)
使用料 熊本市余熱利用施設条例に規定する使用料

(2) 利用状況

当施設の利用状況は次のとおりである。(登載省略)

(3) 経営成績

平成 25 年度の当施設の管理に係る収支決算書は次のとおりである。(登載省略)

一般会計における収入の主なものは、当施設の管理及び運営に必要な熊本市からの指定管理

料が15,000,000円、前年度の繰越金が2,306,567円等となっている。

支出の主なものは、管理運営に携わる職員等の給料が7,580,554円、光熱水費が2,436,425円、機械警備業務や消防設備保守点検業務等の委託料が1,650,694円等となっている。

以上の結果、収支差額の2,753,340円が翌年度繰越金となっている。

特別会計をみると、収入の主なものは、前年度繰越金が432,635円、自動販売機の売上手数料収入が277,387円、雑収入（研修費参加料等）が64,658円等となっている。

一方、支出は、総会親睦会費が170,000円、飲料水購入費が167,080円、自販機電気代が72,174円等となっている。

この結果、収支差引316,440円が次年度繰越金として処理されている。

(4) 決算計数の確認

三山荘の管理運営に係る決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

(5) 監査の結果

三山荘の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

2 熊本市水の科学館

(1) 施設の概要

当施設は、平成2年10月に熊本市水の科学館として開館し、水に親しみ、上下水道についての理解を深めるための学習の場を提供することにより、上下水道に関する知識の普及並びに水及び水源の保全に対する意識の高揚を図るため、設置されている。

所在地 熊本市北区八景水谷一丁目11番1号

敷地面積 4,013㎡

建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 平屋建

建築面積 2,415㎡（駐車場を除く。）

延床面積 1,245㎡

主な施設 研修ホール、展示フロア、水の実験室

開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 事業の概要

熊本市水の科学館条例第3条によると次のとおりである。

ア 水及び上下水道に係る学習資料の展示及び公開に関すること。

イ 資料の調査及び収集に関すること。

ウ 水に係る会議等の場の提供及び開催に関すること。

エ その他、上下水道事業管理者が特に必要と認めること。

(3) 利用状況

水の科学館入館者数は次のとおりである。（掲載省略）

(4) 経営成績

平成25年度の当施設の管理に係る収支決算書は次のとおりである。（掲載省略）

管理運営における収入の部をみると、水の科学館の管理運営に必要な熊本市からの指定管理料が36,999,055円、バスツアー等の参加費収入が26,800円等となっている。

支出の部をみると、管理運営に携わる職員等の人件費が26,955,973円、パンフレット印刷費等の事務費が964,698円、上下水道局指定事業や自主事業の事業費が1,049,541円、清掃や機械警備等の管理費が10,331,341円等となっている。

以上の結果、収入合計が37,028,811円、支出合計が39,471,893円となっており、収入から支出を差し引いた当期収支差額は△2,443,082円となっている。

(5) 決算計数の確認

水の科学館の管理運営に係る決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

(6) 監査の結果

水の科学館の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。